

消費者トラブル.1

名前

解答

解答

- 問1 販売員に無理に商品の購入や契約をさせられたり、購入した商品によって健康や安全が脅かされたりするなど、消費生活で起こる問題をなんというか。 (消費者トラブル)
- 問2 消費者をだましたり脅したりして、物を売りつけるなどの悪質な販売を何といいうか。 (悪質商法)
- 問3 家庭や職場を訪問し、強引に商品の購入・契約をさせることを何といいうか。 (悪質な訪問販売)
- 問4 「景品が当たった」などと言って喜ばせ、商品購入の契約を促したり手数料を振り込ませることを何といいうか。 (当選商法)
- 問5 友達などを装ったメールに記載されているURLをクリックすると、有害サイトへ接続され、料金を請求されるというしくみを何といいうか。 (ワンクリック詐欺)
- 問6 家屋や水道などの点検と称して訪問し、故障個所などの問題点を挙げて不安をあおり、工事をさせて高額な費用を請求することを何といいうか。 (点検商法)
- 問7 販売業者や銀行になりすましてメールを送ったり、ホームページに接続させたりすることで個人情報を盗むことを何といいうか。 (フィッシング詐欺)
- 問8 電話などで抽選に当たったと言って店舗や喫茶店に呼び出し、商品などを購入させることを何といいうか。 (アポイントメントセールス)
- 問9 出会い系サイトや電話、メールなどで知り合い、恋人のように親しい関係をつくってから高額な貴金属や着物などを売りつけることを何といいうか。 (デート商法)
- 問10 街頭で消費者を呼び止めてその場で勧誘したり、店舗や喫茶店に連れ込んだりして、商品を購入させることを何といいうか。 (キャッチセールス)
- 問11 閉め切った会場に人を集め、景品を配ったり、巧みな話術で雰囲気を盛り上げ、冷静な判断を失わせて高額商品を購入させることを何といいうか。 (催眠商法(SF商法))
- 問12 インターネットオークションや通信販売で代金を前払いしたにもかかわらず、商品が引き渡されず、販売者と連絡がとれなくなることを何といいうか。 (インターネットオークションや通信販売での詐欺)

